

北海道札幌工業高等学校サッカー部OB会会則

(名 称)

第1条 本会は、北海道札幌工業高等学校サッカー部OB会（略称「札工サッカー部OB会」）と称する。

(構 成)

第2条 本会は、北海道札幌工業高等学校サッカー部の卒業生と部長・監督・コーチ・マネージャー等で構成する。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と交流を図るとともに、現役チームの発展に寄与することを目的とする。

(入 会)

第4条 第2条による者のほか、本会の目的達成のための活動に積極的に参加あるいは寄与する個人、法人等のうち役員会の推薦を受け会長の承認を得た者が入会登録される。

(脱 会)

第5条 本会より退会を希望するものは、書面により申し出るものとする。

(義 務)

第6条 会員は、本会主催の事業へ参加するとともに、第2条および第4条の個人会員は年会費として3,000円とする。（ただし、20歳以下の会員は無料。）

第4条の法人会員等は年会費として5,000円を納入するものとする。

ただし、今後の本会事業の進捗等により、年会費については総会での承認を以って変更することがある。

(除 名)

第7条 本会の会則に反する行為があった者、または、本会の体面を傷つける行為があった者は、役員会の決議により除名されることがある。

(運営組織)

第8条 本会の運営は、次の役員により行われ、会長、副会長、理事をもって役員会を構成する。

役員は会長 1名、副会長 若干名、理事 若干名、会計監査 2名を置く。

2 本会の運営に必要な経費は、次の各号の収入を以って充てる。

- (1) 第2条会員の年会費
- (2) 第4条会員の年会費
- (3) 寄附金等
- (4) その他の収入

(運営組織の職務)

第9条 前条の役員は、本会の目的達成のために誠実な運営を行うものとする。

(所在)

第10条 本会の所在を、北海道札幌工業高等学校同窓会内に置く。

住所：北海道札幌市北区北20条西13丁目1

(総会)

第11条 本会の総会は原則として年1回以上、会長の召集により開催される。

2 総会の議決・承認事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 当年度事業の決算案及び報告案
- (3) 次年度事業の予算案および計画案
- (4) 会則の変更・改廃等
- (5) その他、本会の運営に係る事項等

(役員会)

第12条 本会の役員会は、適時、会長の招集により開催される。

2 役員会においては次の各号の事項を協議、決定する。

- (1) 役員職務に関する事項
- (2) 事業実施と事業計画に関する事項
- (3) 総会開催に関する事項
- (4) その他、役員会の運営に関する事項

(任期)

第13条 本会役員任期を一期二年間とする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第14条 会員の個人情報の取扱は、本会に入会したときに承諾したものとし、使用目的は本会の運営に関わる事項のみとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、11月1日に始まり翌年の10月31日までとする。

(施工期日)

第16条 この会則は、平成24年10月27日から施行とし、平成24年10月27日を設立日と定める。